

広島県公安委員会告示第 62 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 27 年 8 月 20 日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
5P0703	告示の日 (平成 27 年 8 月 20 日) か ら 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR 雀鬼 KG	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県北名古屋市沖村西 ノ川 1 番地)	左同
5S0670	同上	回胴式遊 技機	パチスロマジエス ティックプリンス S	株式会社ディ・ライト 代表取締役 安藤 昇 (東京都中央区銀座三丁目 10 番 1 号)	左同
5S0695	同上	同上	ああっ女神さまっ WT	同上	左同
5P0565	同上	ぱちんこ 遊技機	CR グラップラー 刃牙 H-T	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目 56 番地)	左同
5P0604	同上	同上	CR グラップラー 刃牙 L4-T	同上	左同